

少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の
重点的取組に関する検討会の運営について

〔平成 27 年 6 月 23 日
検討会 座長 決定〕

「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会の開催について」（平成 27 年 6 月 22 日内閣府特命担当大臣決定）第 4 項の規定に基づき、少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営について、次のとおり定める。

1. 座長代理について

検討会に座長代理を置き、構成員のうちから座長が指名する。
座長代理は、座長に事故があるときに、その職務を代理する。

2. 検討会の公開について

- (1) 検討会は原則として公開とする。
- (2) 座長は、検討会の議事要旨を作成し、検討会終了後速やかに公開する。
- (3) 座長は、検討会の議事録を作成し、構成員に諮った上で、これを公表する。

3. 配布資料の公開について

検討会で配布された資料は、検討会終了後速やかに公開する。
ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。